

千葉市立青葉病院地域連携委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における病院情報システム等を活用し、地域連携の強化など広く診療情報に関する事項について審議し、もって地域中核病院としての役割を果たすため地域連携委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 〔1〕 地域連携業務に関する事項
- 〔2〕 地域連携室の円滑な運営に関する事項
- 〔3〕 その他、委員会の目的達成を図るための事項

〔組織〕

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員等をもって組織する。

- 2 委員会の組織は、医師、看護師、薬剤師の職にあるもの及び事務長、医事室長、事務局医事室、地域連携室により構成する。

〔会議〕

第4条 委員会は必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は必要に応じて委員以外の出席を求め又は意見を聞くことができる。

〔庶務〕

第5条 委員会の庶務は地域連携室が総理する。

〔委任〕

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成24年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日